

相談支援体制の整備の進め方

佐賀県健康福祉本部障害福祉課

- 1 「地域でくらす」～佐賀がんばらんば! 宣言
- 2 県としての方針を明確化
- 3 アドバイザー活動内容
 - (1) 地域自立支援協議会設立指導のポイント
 - (2) 地域自立支援協議会運営指導のポイント
 - (3) 総合相談窓口指導のポイント
- 4 相談支援体制の整備状況と今後の方向性

(参考) 県アドバイザー設置に係る予算関係資料

佐賀県ホームページ→県政の運営→施策→政策評価→平成18年度9月補正予算にかかる事業評価→健康福祉本部

「地域でくらす」～佐賀 がんばらんば！ 宣言～

日本の知的障害者の父と呼ばれている佐賀県出身の石井亮一は、知的障害者の人権も認められていなかった時代に暖かい眼差しを向け、我が国最初の知的障害者福祉施設滝乃川学園を創設しました。

そして現在、障害者の地域生活推進のため全国をリードする人材の中にもまた、佐賀県出身の方々をみかけるにつけ、時代の要請を敏感にとらえ歴史に名を残す活躍をみせる諸先輩の功績を誇らしく感じています。

時代は今まさに大きな転換期を迎え、さまざまな課題を残しながらも、障害者自立支援法が成立しました。いよいよ物心ともにバリアのない自立と共生の社会、障害がある人もない人もともに地域で支え合いながら生活し、働ける社会を目指すときがやってきました。障害者が地域における存在感をアピールする時代がやってきました。

だから私たちは全ての障害者が個人として尊重され、できるだけ住み慣れた地域で自立した生活を送るとともにそれぞれのライフステージにおいて必要な応援を効果的に受けられる社会の実現を目指します。その実現のために次のとおり宣言します。

1 佐賀県は三障害を一元化した市町村主体の中立的で親身な相談窓口が県内全圏域に設置できるように応援していきます

障害者施策の第一線で、住民に最も身近な市町村が、障害の種別や程度に関わりなく相談できる、そして本当に本人の身になって考えてもらえる、中立的で親身な相談窓口を県内全圏域に設置できるよう応援していきます。

2 佐賀県は障害者の「働きたい」を応援します

「どんなに重い障害があっても働きたい。」を応援することが、障害者自立支援法の極めて重要な使命となっています。私たちも強くそのことを感じ、県庁においても障害者など社会的弱者に対するCSR(企業の社会的責任)活動に熱心な企業への優先発注などにより障害者の雇用を拡大し、障害者の「働きたい」の気持ちに応える取り組みを強力に進めます。

3 佐賀県は精神疾患に対する誤解と偏見を解消します

精神障害者の地域生活への移行を妨げている最大の要因は、精神疾患に対する誤解と偏見です。私たちは、精神障害者が働いているNPOや小規模作業所などの活動を応援し、精神疾患に対する誤解と偏見を解消します。

障害者が地域でくらす。

一見当たりまえにみえてもそれは簡単なことではありません。

そのことをぜひとも実現しなければという重さとそのことを実現するための道のりの遥けさを感じています。

だからこそ、私たちは今ここに宣言します。

「がんばらんば！」

平成18年2月18日

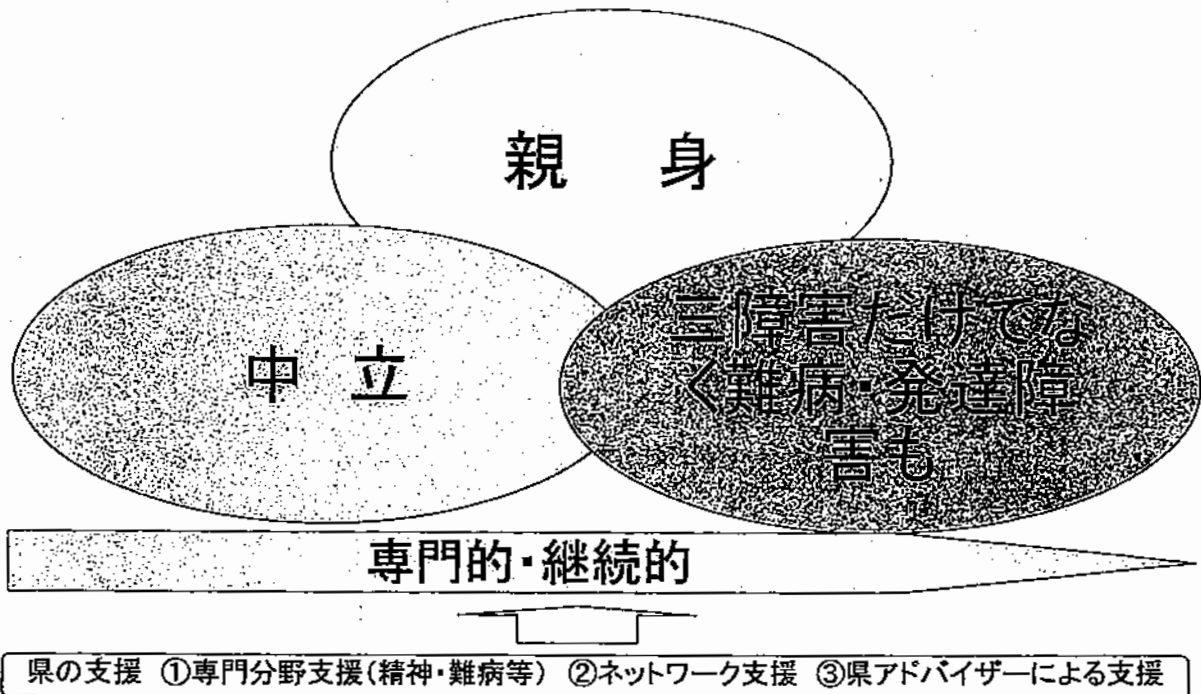


佐賀県身体障害者団体連合会会長	松尾 米
佐賀県手をつなぐ育成会会長	石丸 博
佐賀県精神障害者家族連合会会長	池田 賢
佐賀県肢体不自由児者父母の会連合会会長	山田 隆司
日本自閉症協会佐賀県支部支部長	古賀 利治
佐賀の福祉をすすめるネットワーク代表	藤木 卓一郎
佐賀県地域生活支援ネットワーク代表	木原 昭裕
佐賀県難病支援ネットワーク理事長	三原 睦子
佐賀県市長会会長	横尾 俊彦
佐賀県町村会会長	松本 和夫

佐賀県知事

古川 康

チャレンジドのための相談窓口



チャレンジドのための相談窓口のあり方

	考え方	具体策
親身	真に、障害者やその保護者の立場に立って相談に応じる。 相談に行きやすい窓口とする。	①障害者本人や保護者が相談しやすい・通いやすい窓口にするための工夫のひとつとして、当事者・家族会相談員の配置を検討。 ②17時以降や土日など、可能な限り、窓口開設時間を長くする。 ③窓口は、市町庁舎など誰でも通い慣れた場所に設置する。
中立	サービス提供事業者等の影響を受けない相談支援体制を確保する。	①市町直営やサービスを持たないNPOや社協等を主体とした中立的運営母体の確保。 ②中立性の確保について地域自立支援協議会において検証する。 ③窓口は、市町庁舎など公的な場所に設置する。
三障害以外も	精神、知的、身体だけでなく、難病や発達障害等についても対応する。	①高度な専門的知識を必要とする相談については県がバックアップすることとし、市町相談窓口との連携強化を図る。 (難病)佐賀県難病相談・支援センター (発達障害)佐賀県発達障害者支援センター、NPO法人それいゆ (精神)佐賀県精神保健福祉センター、精神障害者地域生活支援センターぶらっと ②高度な専門的知識を必要とする相談についても、専門家の出張等によりその場で対応し、たらい回しをしない。
専門性の確保	相談支援の専門家が対応する。	①専門的職員、専門性(経験)のある相談員配置。 ②職員の研修により専門性の向上を図る。 ③高度な専門的知識を必要とする相談については県がバックアップすることとし、市町相談窓口との連携強化を図る。
継続性の確保	相談者が常に新たな相談ができる体制を確保する。	①相談者の情報の共有化により、応対する相談員が代わっても継続した支援ができるようにする。 ②専門的職員、専門性(経験)のある相談員が、可能な限り継続して勤務できる体制の整備。

平成18年度 県相談支援アドバイザー(佐賀県相談支援体制整備事業)一覧

ジャンル	氏名	役職・経歴等	県アドバイザーにおける役割 (佐賀県相談支援体制整備事業)
自立支援 協議会	A 氏	〇〇県自立支援協議会事務局長	自立支援協議会の立ち上げと適切な運営指導
			個別案件困難事例の対処法指導
自立支援 協議会	B 氏	社会福祉法人〇〇〇 施設長	自立支援協議会の立ち上げと適切な運営指導
			個別案件困難事例の対処法指導
総合相談	C 氏	(福)〇〇市社会福祉協議会事務局次長	総合相談窓口における仕事のあり方指導
			精神障害者の退院促進事業のあり方指導
			成年後見制度の運用指導
精神	D 氏	精神保健福祉士	精神障害者の地域生活支援のあり方指導
			自立支援協議会の運営方策指導
身体的 東部	E 氏	社会福祉法人〇〇〇 所長	特に知的・身体障害者の地域生活支援のあり方実践指導
			自立支援協議会の運営方策指導
地域生活 全般 精神	F 氏	NPO法人佐賀県地域生活支援ネットワーク	特に精神障害者の地域生活支援のあり方実践指導
			障害の種別にこだわらない地域生活支援策指導
身体 中部	G 氏	社会福祉法人〇〇会 〇〇〇障害者支援センター 相談支援専門員	特に身体障害者の地域生活支援のあり方実践指導
地域生活 全般	H 氏	NPO法人〇〇〇 理事長	特に知的障害者の地域生活支援のあり方実践指導
			自立支援協議会の運営方策指導
			グループホーム立ち上げ指導

平成18年度 相談支援佐賀県アドバイザー(佐賀県相談支援体制整備事業)活動実績一覧

日程	アドバイス先	参加人数	アドバイザー	概要
10月4日	小城・多久総合相談窓口	10	C氏	相談窓口職員、多久市、小城市職員に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換。相談受付・記録の仕方、社会資源マップの作り方
10月23日	小城・多久自立支援協議会	6	A氏	多久・小城課長、相談窓口職員を対象に自立支援協議会の役割や会議の持ち方、相談窓口からの報告のあり方を指導・意見交換
10月23日	佐賀市窓口 ぶらっと	5	A氏	相談窓口職員に対し、精神困難事例の相談支援策について指導・意見交換
10月24日	唐津市・玄海町自立支援協議会	15	A氏	玄海町係長、保健師に対して相談窓口のあり方を指導・意見交換。唐津部長、課長、係長、相談窓口職員を対象に自立支援協議会の役割や会議の持ち方、相談窓口からの報告のあり方を指導・意見交換
10月24日	杵藤地区総合相談窓口指導	20	C氏	杵藤地区7市町の総合相談窓口職員(施設2ヶ所含む)に対し、窓口業務のあり方一括指導・意見交換
10月24日	杵藤地区総合相談窓口指導	20	F氏	精神障害者の地域生活支援方策指導・意見交換
11月15日	総合相談窓口意見交換会	45	B氏	総合相談窓口職員による意見交換・アドバイス
11月15日	東与賀町自立支援協議会	3	B氏	課長、担当に対し、自立支援協議会の立ち上げ指導・意見交換
11月16日	鳥栖地区自立支援協議会 相談窓口	15	B氏	相談窓口職員、NPO理事長予定者に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換
11月30日	小城・多久自立支援協議会	30	G氏	自立支援協議会の運営方策指導・意見交換
12月4日	佐賀市	2	A氏	課長、担当と相談窓口のあり方について意見交換
12月5日	嬉野市総合相談窓口	7	A氏	課長、担当、施設派遣窓口職員に対し、窓口業務のあり方や、自立支援協議会への報告のあり方を指導・意見交換
12月5日	武雄市総合相談窓口 (山内支所)	4	A氏	施設派遣窓口職員、係長、担当に対し、窓口のあり方指導・意見交換
12月5日	杵藤地区自立支援協議会	15	A氏	本人、保護者等窓口利用者、施設派遣職員等と交え、総合相談窓口運営のあり方について意見交換
12月6日	就労関係意見交換会	6	A氏	佐賀職業安定所、たちばな学園、若楠、雇用対策課、障害福祉課の担当が集まり就労に関する滋賀県の取組を意見交換
12月8日	杵藤地区自立支援協議会	40	H氏	ケース検討部会。総合相談窓口のあり方、グループホームの立上げ方等指導・意見交換
1月12・ 18・25日	小城・多久自立支援協議会	5	G氏	相談窓口職員、多久市、小城市職員等に対し、主に身体相談窓口のあり方指導・意見交換。2時間窓口にはりつき、困難ケース、来所ケース、契約書の作り方、今後の窓口のあり方を指導。自立支援協議会の運営方策指導・意見交換
1月12日	杵藤地区自立支援協議会	40	H氏	ケース検討部会。総合相談窓口のあり方、グループホームの立上げ方等指導・意見交換
1月23日	小城・多久総合相談窓口	5	C氏	相談窓口職員、多久市、小城市職員等に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換。一日窓口にはりつき、困難ケース、来所ケース、契約書の作り方、今後の窓口のあり方を指導
1月31日	武雄市相談支援センター	5	C氏	相談窓口職員、武雄市職員等に対し、総合相談窓口のあり方指導・意見交換。一日窓口にはりつき、窓口体制のあり方、訪問指導の仕方、来所ケース、今後の窓口のあり方を指導

佐賀県 アドバイザー 訪問記録

平成 19年 1月 24日作成

訪問日	平成 19年 1月 23日	訪問時間	AM 9:00 ~PM 4:00
訪問先	多久・小城相談支援事業所	訪問者	C 氏
受講者数及び 主な受講者	5 名 所長、相談員3、市職員1		
指導内容	9時～10時	10時～11時	11時～12時
	自立支援協議会について 記入書類について説明	相談書類確認 困難ケース相談	来所者ケース相談 相談内容指導
	13時～14時	14時～15時	15時から16時
	契約書類説明 問題ケース指導	困難ケース宅訪問 相談内容確認	今後の窓口について 相談室・相談体制について

具体的 アドバイス内容

自立支援協議会について、事務局の在り方・及び運営会議等の進め方・考え方について
 県自立支援協議会の報告書について 次回協議会での提案にて県下統一を行う旨説明し指導
 困難ケースへの対応方法 行政書士等との連携方法について 関係機関との調整の方法について
 ケアマネ契約書について 重度訪問介護の考え方とプランでの事業所との調整について
 窓口の在り方について 相談室の確保 利用し易い、窓口について
 基本的にサービス調査での利用者把握はできているので、今後は調査～相談への流れを作る必要がある。
 訪問までに受けたケースを全体的に確認し、対応方法の指導を行いました。

今後の留意点

自立支援協議会の事務局について、要領に明記されていないので、今後検討を行って欲しい。市と協議必要
 重度訪問介護の考え方について整理必要 県自立支援協議会への報告書内容の検討が必要
 事業調査に振り回され気味であるが、利用者把握には、もっと調査を活用して良いと思われる。
 相談窓口の場所がわかりづらい。ハード的問題もあるが、事務局と検討を行う必要がある。
 もう少し、社協事業とリンクさせた方が相談体制を組み易い気がする。
 困難ケースが多いので、最初かなり難しい面はあると思われるが、今のペースで対応できる様になると、素晴らしい
 窓口になると感じられる。

その他

◎県内各地域における地域自立支援協議会一覧(19年3月現在)

保健福祉圏域	名 称	事務局	電 話	参加市町
佐賀中部	佐賀地区自立支援協議会	佐賀市役所	0952-40-7250	佐賀市 久保田町 川副町 神埼市 吉野ヶ里町
	東与賀町障害者地域自立支援協議会	東与賀町役場	0952-45-1603	東与賀町
	小城-多久障害者地域自立支援協議会	小城-多久市役所	小城 0952-73-8820 多久 75-6118	多久市 小城市
唐津	唐津地区地域自立支援協議会	唐津保健福祉事務所	0955-73-4184	唐津市 玄海町
鳥栖	鳥栖地区自立支援協議会	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-2161	鳥栖市 みやぎ町 基山町 上峰町
伊万里	伊万里地区自立支援協議会	伊万里保健福祉事務所	0955-23-2101	伊万里市 有田町
杵藤	杵藤地区自立支援協議会	杵藤保健福祉事務所	0954-22-2103	武雄市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 鹿島市 太良町
全域	佐賀県自立支援協議会	佐賀県庁障害福祉課	0952-25-7064	全市町

◎県内各地域における総合相談窓口一覧(19年3月現在)

保健福祉圏域	市町名	名称	総合相談窓口設置場所	電話	営業時間	時間外対応時間帯	時間外電話番号	FAX	E-mail	備考	
中部	佐賀市久保田町川副町神埼市吉野ヶ里町	佐賀地区障がい者総合相談窓口	佐賀市保健福祉会館(ほほえみ館3階) 〒849-0915佐賀市兵庫町大字藤木1006-1 ※ぶらっとの隣に総合相談室を設置(開所日は月・木)		総合相談窓口で3事業所合同の相談を受付 月・木は 電話 36-9131 FAX 36-9132 10:00~19:00 ※下記事業所では常時相談受付可 【長光園】主に身体 電話 27-1060 FAX 27-1061 9:00~18:00(土日を除く) 【整肢学園】主に知的 電話 98-2211 FAX 98-3391 8:30~17:30(土日祝を除く) 【ぶらっと】主に精神 電話 34-4866 FAX 34-4867 10:00~19:00(第1・3・4週土と第2日を除く)					【長光園】 shien@aquas.ocn.ne.jp 【整肢学園】 esghatop@po.saganet.ne.jp ssgsos@vip.saganet.ne.jp 【ぶらっと】 puratarou@nifty.com	月・木は総合相談窓口で相談受付可 各相談事業所にも直接ご相談ください。
	東与賀町	東与賀町障害者相談支援事業所	東与賀町保健福祉センター 〒840-2221 佐賀郡東与賀町大字下古賀1193	0952 45-8022	月～金 8時30分～17時15分			0952 34-7677	hisakyoo@po.saganet.ne.jp	月・水・金はめぐみ園にて相談受付。TEL34-7722 FAX34-7720	
	多久市小城市	小城・多久障害者相談支援センター	小城市小城保健福祉センター(桜楽館) 〒845-0002 小城市小城町畑田750	0952 71-1250	月～金 8時30分～17時15分	24時間 365日	0952 71-1250	0952 73-3032	o- tsyougai@etude.ocn.ne.jp		
唐津	唐津市	唐津市障害者相談支援センター	唐津市庁舎包括支援センター内 〒847-8511 唐津市西城内1-1	0955-72- 9272	月～金 8時30分～17時15分					施設からの職員が常時1名	
	玄海町	玄海町相談支援窓口	玄海町(市町窓口) 〒847-1421 東松浦郡玄海町大字諸浦348	0955-52- 2111	月～金 8時15分～17時					必要に応じて施設と連絡を取り合い対応	
鳥栖	鳥栖市みやき町基山町上峰町	生活支援センターもしもしネット	民間賃貸事務所 〒841-0052 鳥栖市宿町965-1 三恵ビル1階	0942 87-8956	月～金 9時～18時	24時間 365日	0942 87-8956	0942 87-8956	w- maeda@kumin.ne.jp		

◎県内各地域における総合相談窓口一覧(19年3月現在)

保健福祉圏域	市町名	名称	総合相談窓口設置場所	電話	営業時間	時間外対応時間帯	時間外電話番号	FAX	E-mail	備考
伊万里	伊万里市	障害者生活支援センター	伊万里市役所福祉課 〒848-8501 伊万里市立花町1355-1	0955-23-3512	月～金 8時30分～17時15分			0955-20-1215	shien@hachigamernet.nagasaki.jp	障害者生活支援センター 0955-23-2909 (伊万里)水曜は施設からの出向職員も対応 (有田)火曜は施設からの出向職員も対応
	有田町		有田町福祉保健センター・相談室 〒849-4192 有田町南原甲664番地4	0955-43-2237						
杵築	武雄市	相談支援センター	武雄市山内支所 〒849-2393 武雄市山内町大字三間坂甲13800	0954-45-2370(直通)	月～金 8時30分～17時15分	相談員不在のとき及び時間外はくろかみ学園に電話を転送します。	0954-45-2370(直通)	0954-45-2564	fukushi@city.takeo.lg.jp	
	壺野市	壺野市障害者等相談支援窓口	壺野市(壺野市本庁) 〒849-1411 壺野市塩田町大字馬場下甲1769	0954-66-9151(直通)	窓口相談 平日の8:30～17:15	24時間 365日	0954-66-9151(直通)	0954-66-3119	fukushi@city.ureshino.lg.jp	
	大町町	大町町障害者相談窓口	大町町(市町窓口) 〒849-2101 杵島郡大町町大字大町5017	0952-82-3185	月～金 8時30分～17時			0952-82-3111	0952-82-3117	
	江北町		江北町(市町窓口) 〒849-0592 杵島郡江北町大字山口1651-1	0952-86-5614	月～金 9時～17時				0952-86-2130	
	白石町	白石町障害者相談窓口	白石町(市町窓口) 〒849-1292 杵島郡白石町大字坂田253-1	0954-65-3111	月～金 8:30時～17:00時				0954-65-3120	choujushakai@town.shiroishi.lg.jp
	鹿島市		鹿島市(市町窓口) 〒849-1391 鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-2119	月～金 8時30分～17時15分				0954-63-2128	fukushi@city.kashima.saga.jp
	太良町		太良町(市町窓口) 〒849-1698 藤津郡太良町大字多良1-6	0954-67-0718	月～金 8時30分～17時15分				0954-67-2103	chomin-fukushi@town.tara.saga.jp

杵藤地区自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 杵藤地区自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、武雄市、鹿島市及び嬉野市並びに杵島郡及び藤津郡の地域（この要綱中、「杵藤地区」という。）に居住する障害児（者）に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的とする。

(構成機関等)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等の職員をもって組織する。

市町、市町社会福祉協議会、障害者団体、難病者団体、福祉・介護資格士団体、民生児童委員協議会、福祉施設、養護学校、特別支援教育研究会幹事校、療育・生活・就業等支援センター、医療機関、公共職業安定所、県教育企画室、教育事務所、県障害福祉課、県精神保健福祉センター、中央児童相談所、障害者更生相談所、杵藤地区広域市町村圏組合、保健福祉事務所その他サービス調整のために必要と認められる機関等。

(事業内容)

第4条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 指定相談支援事業者の運営評価に関する事
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事
- (3) 障害者の就労促進に関する事
- (4) 在宅重度障害児（者）の支援に関する事
- (5) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事
- (6) 地域の社会資源の開発、改善に関する事
- (7) 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する事
- (8) その他

(部会)

第5条 協議会には、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務)

第6条 協議会の事務は、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町及び杵藤保健福祉事務所において共同で処理する。

(秘密の保持)

第7条 構成機関等の職員は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、第4条に規定する事業を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。構成員を退いた後も同様とする。

(その他)

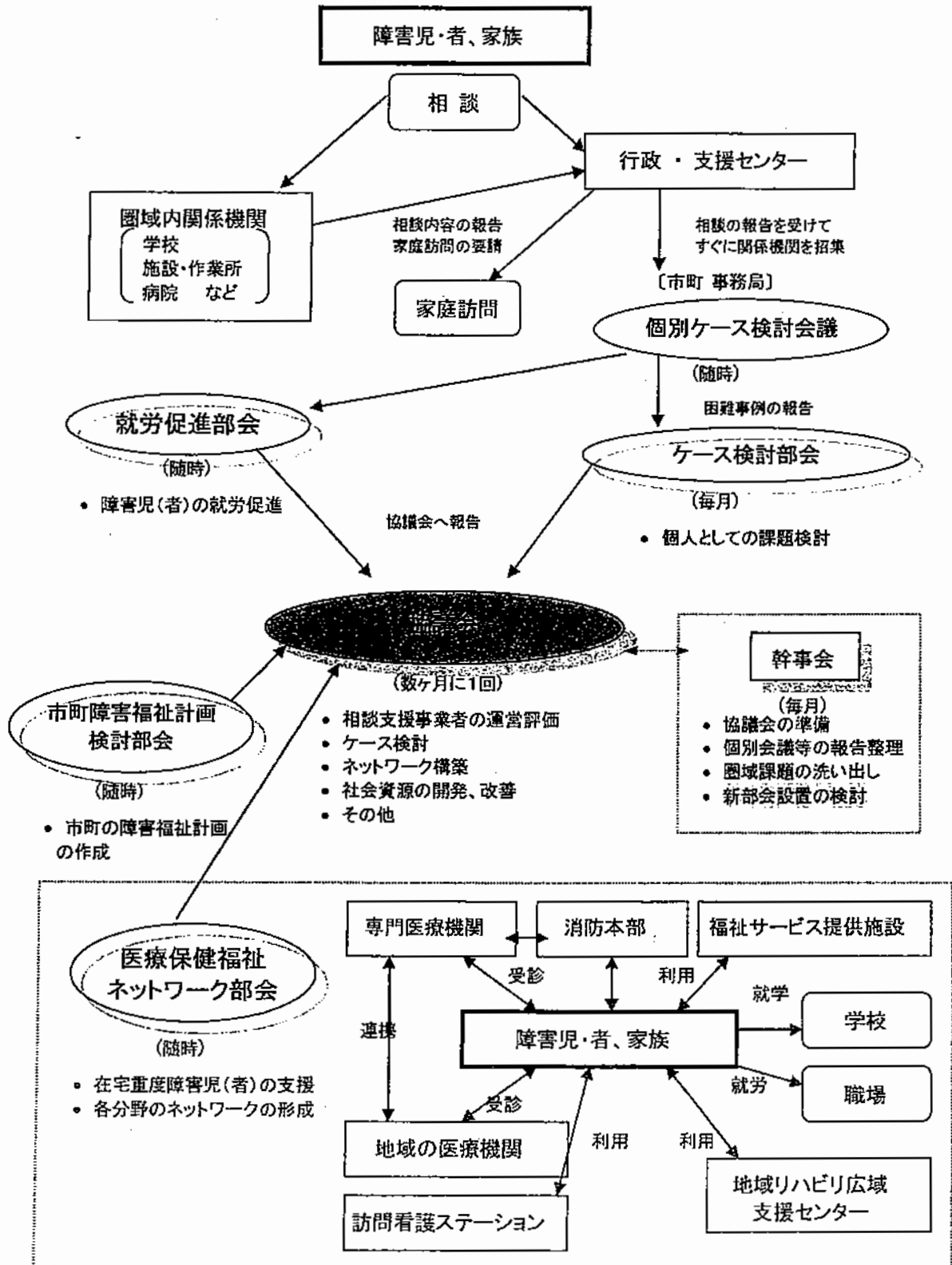
第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年2月14日から施行する。

＜杵藤地区自立支援協議会の仕組み＞



杵藤地区自立支援協議会個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、杵藤地区自立支援協議会（以下、「協議会」という。）における個人情報の管理について定める。

2 個人情報の管理に関してこの規程に定めのない事項については、個人情報保護法に定めるところによる。

(個人情報の定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、障害者等及びその家族の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、最終学歴、職業、家族構成、年間収入、住居形態等、特定の個人を識別することができる情報をいう。

(個人情報保護法の遵守)

第3条 協議会は、個人情報保護法を誠実に遵守して、個人情報を管理する。

(構成機関等の職員の義務)

第4条 構成機関等の職員（以下「職員」という。）は、この規程を誠実に遵守し、個人情報を管理しなければならない。

第2章 利用目的及び取得

(利用目的の特定)

第5条 協議会は、利用目的を特定して個人情報を取り扱うこととし、個人から同意を得るものとする。

なお、武雄市、鹿島市及び嬉野市並びに杵島郡及び藤津郡の地域（この規程中、「杵藤地区」という。）の市町の総合相談窓口において利用する「社会福祉協議会」については、関係機関から同意を得るものとする。

(利用目的による制限)

第6条 協議会は、前条の規定によって特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しない。

2 業務上の都合により、個人情報を当初の利用目的の範囲を超えて利用するときは、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 障害者の自立支援のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(適正な取得)

第7条 協議会は、個人情報を適正な方法で取得する。

(取得しない個人情報)

第8条 協議会は、次に掲げる個人情報は取得しないものとする。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報は除く）、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3) その他取得することがふさわしくない事項

第3章 管理体制、管理方法

(安全管理措置)

第9条 協議会は、個人情報を安全に管理するために必要かつ適切な措置を講じる。

(個人情報管理責任者)

第10条 協議会は、個人情報を安全に管理するため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を選任する。

- 2 管理責任者は、個人情報が外部に漏洩したり、滅失したり、あるいは毀損したりすることがないように、慎重に管理しなければならない。

(個人情報の禁止事項)

第11条 職員は、いかなる事情があれ、個人情報に関し、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 外部の者に漏洩すること
- (2) 業務以外の目的で使用すること
- (3) 不正に改ざんすること
- (4) その他不正を行うこと

(外部への持ち出しの禁止)

第12条 職員は、個人情報が記録されている媒体を外部へ持ち出してはならない。

- 2 やむを得ない事情によって外部へ持ち出さなければならないときは、次の事項をあらかじめ管理責任者に申し出て、その許可を得なければならない。
 - (1) 持ち出す目的
 - (2) 情報を持ち出す個人の範囲
 - (3) 持ち出す個人情報の範囲
 - (4) 持ち出し先
 - (5) 持ち出す日時
- 3 個人情報を外部へ持ち出したときは、個人情報が不正に第三者に漏洩することのないよう、十分注意しなければならない。

(第三者への提供の制限)

第13条 協議会は、本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しない。但し、次の場合は、この限りではない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 障害者の自立支援のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

第4章 開示及び訂正等

(本人への開示)

第14条 協議会は、本人から本人の情報の開示申出書(別記様式第4号)が提出されたときは、本人に対して開示する。但し、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことがある。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 個人情報保護法以外の法令に違反することとなる場合
- 2 開示申出書を受理するにあたり、必要に応じて、本人であることを確認するものの提出を求めるものとする。
 - 3 第1項但し書きに定めるところにより、個人情報の全部又は一部を開示しないことを決定したときは、本人に対し速やかにその旨を通知する。

(顧客情報の訂正等)

第15条 協議会は、本人から本人の情報の内容が事実でないという理由によって、その内容の訂正、追加、削除(以下「訂正等」という。)の申出書(別記様式第5号)が提出された場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において速やかに調査を行い、その結果に基づき内容の訂正等を行う。

- 2 内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に対して速やかに次の事項を通知する。
 - (1) 訂正等の内容
 - (2) 訂正等を行った年月日
- 3 訂正等を行わないことを決定したときは、本人に対し、速やかにその旨を通知する。

(利用停止等)

第16条 本人から「個人情報当初の利用目的に違反して利用されている」又は「個人情報が不正な手段によって取得されたものである」という理由によって、その個人情報の利用停止又は消去(以下「利用停止等」という。)の申出書(別記様式第6号)が提出され、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、速やかにその個人情報の利用停止等を行う。

但し、利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要な代替措置をとるときは、この限りではない。

- 2 内容の全部又は一部について利用停止等を行ったときは、本人に対し速やかに次の事項を通知する。
 - (1) 利用停止等の内容
 - (2) 利用停止等を行った年月日
- 3 利用停止等を行わないことを決定したときは、本人に対し速やかにその旨を通知する。

(苦情の処理)

第17条 協議会は、個人から個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられたときは、誠実に対応する。

第5章 不正行為の通報及び調査

(管理責任者への通報義務)

第18条 職員は、他の職員がこの規程に違反する行為を行ったことを知ったときは、次の事項を、速やかに管理責任者に通報しなければならない。

- (1) 行った者の氏名、所属
 - (2) 行った行為の具体的な内容
 - (3) その他知りえた事実
- 2 通報は、文書、口頭、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等、その方法は問わないものとする。
 - 3 通報は、匿名で行うこともできる。

(事実関係の調査)

第19条 管理責任者は、職員から違反行為の通報があったときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。

- 2 管理責任者は、事実関係の調査にあたり、通報者に対して迷惑がかからないよう、十分配慮しなければならない。

(適切な措置の実施)

第20条 管理責任者は、事実関係の調査の結果、事実が確認されたときは、直ちに適切な措置を講じなければならない。

附則

この規程は、平成19年2月14日から施行する。

杵藤地区自立支援協議会 様

個人情報提供に係る同意書

私は、杵藤地区自立支援協議会及び部会（以下「協議会等」という。）において障害者に関する困難事例のあり方等の検討を行うため、必要な個人情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

社会資源調査票についての同意書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 _____

事業所名 _____

氏 名 _____ (印)

当事業所は、障害者の自立支援に係る社会資源調査票（以下、「調査票」という。）が、杵藤地区管内市町の障害者自立支援法に基づく各相談窓口において、障害者等へのサービス提供資料として使用されることに同意します。

〈同意のお願い〉

杵藤地区自立支援協議会は、杵藤地区に居住する障害者に関する中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進することを目的として設置された協議会です。

調査票は、杵藤地区管内市町の各相談窓口にこられた障害者及びその御家族へのサービス提供資料として使用することを目的として、協議会の全ての構成機関の合意により作成しました。

調査票は、原則として相談支援事業以外の目的に使用することはありませんので、御協力をよろしくお願いいたします。

開示申出書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私の個人情報について、下記のとおり開示の申出をします。

記

1 個人情報の内容

2 開示を求める項目

① 全部

② 一部 (項目名 _____)

訂正
追加
削除
利用停止

申出書

平成 年 月 日

杵藤地区自立支援協議会 様

住 所 _____

氏 名 _____

先般開示を受けた私の個人情報について、下記のとおり〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出をします。

記

- 1 開示を受けた年月日： 平成 年 月 日
- 2 〔訂正・追加・削除・利用停止〕の申出の内容
開示内容

〔訂正・追加・削除・利用停止〕の内容

佐賀県自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第78条第1項の規定に基づき県が実施する地域生活支援事業のうち、特に専門性の高い相談支援事業その他広域的な対応が必要な事業の円滑な実施を行うため、県、県域における専門相談機関・事業所、各福祉圏域における委託相談支援事業者等が、佐賀県下でネットワークを形成し、利用者主体の相談とサービスの普及を図り、もって、地域社会の中で障害のある人がより豊かに安心して暮らすための地域生活支援の推進に資することを目的として、佐賀県自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(組織及び会議)

第2条 協議会は、次に掲げる機関をもって構成する。

- 一 県関係機関 障害福祉課、健康増進課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所
- 二 県域分野別相談支援事業所 佐賀県発達障害者支援センター、佐賀県難病支援センター及び佐賀県障害者就業・生活支援センター
- 三 相談支援事業所 小城・多久地区障害者相談支援センター、東与賀町障害者相談支援事業所、佐賀地区障がい者総合相談窓口、唐津市障害者相談支援センター、玄海町相談支援窓口、生活支援センターもしもしネット、伊万里有田地区障害者生活支援センター、武雄市相談支援センター、嬉野市障害者等相談支援窓口、大町町障害者相談窓口、江北町、白石町障害者相談、鹿島市及び太良町
- 四 その他協議会が必要と認める機関

2 協議会は、全体会議、総合相談窓口部会及び必要に応じて設けた部会とする。

(協議内容)

第3条 協議会は、次に掲げる協議を行う。

- 一 地域生活支援に関するアドバイザーの配置・活用
- 二 地域生活支援に関する情報の収集と提供
- 三 地域生活支援に関する人材の育成
- 四 地域生活支援に関する研修
- 五 地域生活支援に関する研究
- 六 地域生活支援に関する社会的な提言
- 七 その他の目的のために必要な活動

(会議の開催)

第4条 全体会議は、年に2回程度開催する。

2 部会のうち総合相談窓口部会は概ね2箇月に1回、その他の部会は随時開催することとし、障害福祉課長が招集する。ただし、必要と認められる場合は、随時招集することができるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月15日から施行する。

1 会議の対象圏域 佐賀県全域

2 会議の目的

障害者自立支援法及び地域生活支援事業実施要綱に基づき下記(1)(2)の必須事業及び(3)の任意事業を実施する方策を検討し、チャレンジドの自立支援を推進し地域生活を進めること。

- (1) 専門性の高い相談支援事業
- (2) 広域的な支援事業
- (3) サービス・相談支援者、指導者育成事業

3 目的達成のための具体的方策

地域生活支援事業実施要綱に基づき下記の事業を推進するための方策を検討し、県障害者計画や県障害福祉計画の策定、がんばらんば宣言の具体化に資することを目的とする。

- (1) 専門性の高い相談支援事業
 - ①発達障害／自閉症支援 ②就労支援 ③高次脳機能障害支援 ④障害児療育支援
 - ④その他(難病支援など)
- (2) 広域的な支援事業
 - ①県相談支援アドバイザーの設置 ②精神障害者退院促進 ③その他(地域移行促進)
- (3) サービス・相談支援者、指導者育成事業(人材育成のための研修の実施)
 - ①障害程度区分認定調査員研修 ②相談支援従事者研修 ③サービス管理責任者研修
 - ④居宅介護従業者等養成研修 ⑤手話通訳養成研修 ⑥盲ろう者通訳介助員研修
 - ⑦身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 ⑧音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

4 目的達成のための構成員

- 一 県関係機関 障害福祉課、障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター及び保健福祉事務所
- 二 県域分野別相談支援事業所 佐賀県発達障害者支援センター、佐賀県難病支援センター及び佐賀県障害者就業・生活支援センター
- 三 相談支援事業所 小城・多久地区障害者相談支援センター、東与賀町障害者相談支援事業所、佐賀地区障がい者総合相談窓口、唐津市障害者相談支援センター、玄海町相談支援窓口、生活支援センターもしもしネット、伊万里有田地区障害者生活支援センター、武雄市相談支援センター、嬉野市障害者等相談支援窓口、大町町障害者相談窓口、江北町、白石町障害者相談、鹿島市及び太良町
- 四 その他協議会が必要と認める機関
(県アドバイザー、市町代表、NPO法人それ以外の他、協議会での協議を踏まえ適宜追加)

5 目的達成のための会議

会議	目的	構成	招集	開催日(案)	場所
全体会議	広域調整案件方針策定・制度設計(中長期含む)案策定等	構成員の代表	障害福祉課	(1)・7月 第3水曜日 14:00～	正庁
総合相談窓口部会	情報(課題)の共有化、情報発信、学習、制度設計案作成、個別ケース(困難・成功)プレゼンテーション	総合相談窓口職員	障害福祉課	奇数月 第3水曜日 14:00～	正庁
人材育成部会(案)	地域生活支援に係る人材育成方策の検討、情報発信等の内容整理	関係機関	障害福祉課	随時	県庁会議室
研究会(案)	成年後見制度、精神障害者退院促進事業、発達障害/自閉症関係事業、高次脳機能障害、難病関係	関係機関	障害福祉課	随時	県庁会議室

佐賀県自立支援協議会イメージ図

資料 2

